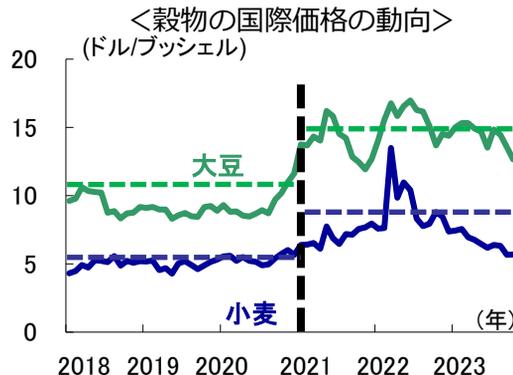


特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案の概要

背景

- 既に発効済みのCPTPPや日EU・EPA等に従い、今後も関税引下げが予定されている品目があり、引き続き特定農産加工業の経営の改善を促進する必要がある。
- また、今般の国際情勢の変化により、輸入小麦・輸入大豆の価格水準が上昇・高止まりしており、農産加工業者の経営環境は厳しさを増している。
- このため、国産利用の促進等、原材料の調達安定化のための取組（調達安定化措置）に対する支援措置を新たに整備する必要がある。



法律案の概要

1 法の有効期限の延長

現行法は令和6年6月30日で失効するため、その有効期限を5年間延長し、引き続き特定農産加工業者を支援する(附則第2条関係)。

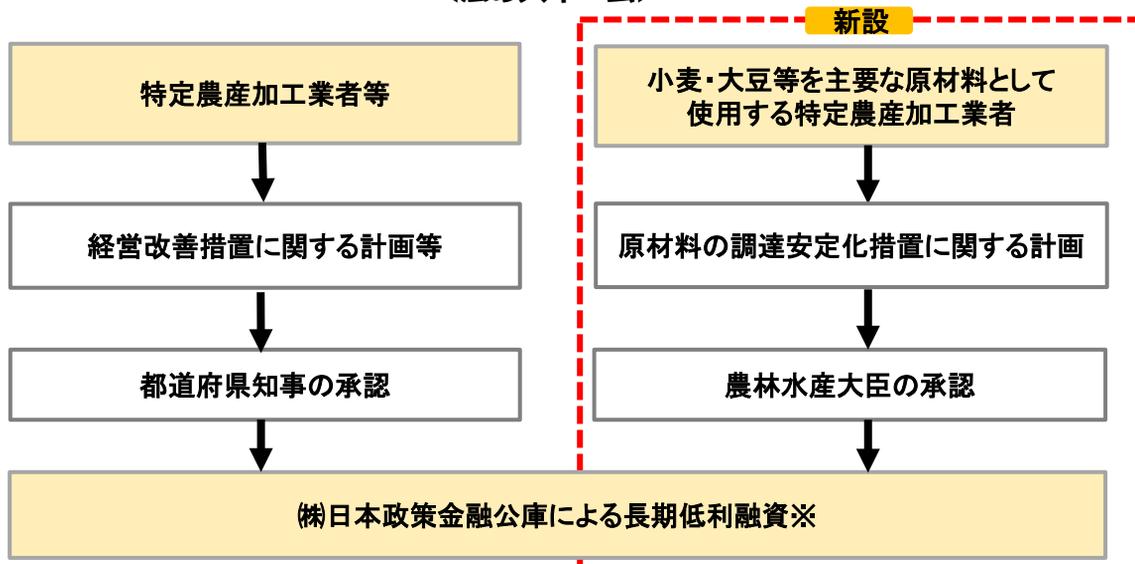
2 原材料の調達安定化に関する支援措置の追加

- ① 世界的規模の需給のひっ迫等により価格が高騰している農産物（小麦・大豆）を指定し、当該農産物又はその一次加工品を主要な原材料として使用している農産加工業を支援対象に追加する(第2条関係)。
- ② ①の特定農産加工業者は、原材料の調達安定化措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の承認を受けることができる(第5条関係)。
- ③ (株)日本政策金融公庫は、②の計画の承認を受けた特定農産加工業者に対し、加工施設の改良等に必要な資金の貸付けを行うことができる(第6条関係)。

調達安定化措置の例

- ・ 原材料の生産地の変更
- ・ 代替原材料の使用
- ・ 原材料の効率的な使用
- ・ 新商品又は新技術の研究開発又は利用
- ・ 原材料の保管

＜法のスキーム＞



※ このほか、地方税法に基づく事業所税の課税標準の特例措置あり。

施行期日

1の法の有効期限の延長については公布の日。2の支援措置の追加については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日。